

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
身延町	西嶋地区	令和4年3月10日	同左

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	24.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18.3ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	9.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1.3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	6.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1.9ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・高齢化、後継者の不足により地域だけでは農地の保全・活用が困難であり、貸付を希望する農地については、当地区での規模拡大を希望している担い手に集積していく必要がある。
- ・当面自作する農地についても、順次担い手に集約していくことを検討すると同時に、後継者未定・不明農地が数多く存在することから、新たな担い手を積極的に探していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・貸出を希望する農地については、担い手に集約していく。
- ・将来、現在の担い手が引き受けられない農地については、新たな担い手を発掘していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
(認農)	A	大豆・水稲	0.7 ha	大豆・水稲	1.2 ha	
(認農)	B	大豆	1.8 ha	大豆	3 ha	
認農	C	大豆・水稲・小麦	2.9 ha	大豆・水稲・小麦	3 ha	
認農	D	大豆・水稲	1.6 ha	大豆・水稲	1.6 ha	
認農	E	水稲・大豆	0.4 ha	水稲・大豆	0.4 ha	
認農	F	水稲・大豆・野菜	0.3 ha	水稲・大豆・野菜	0.3 ha	
認農	G	大豆・野菜・果物	0.3 ha	大豆・野菜・果物	0.3 ha	
認農	H	水稲・大豆・野菜	0.5 ha	水稲・大豆・野菜	0.5 ha	
認農	I	水稲・大豆・野菜	0.6 ha	水稲・大豆・野菜	0.7 ha	
計	9人		9.1 ha		11 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

耕作放棄地とならないよう耕作状況を確認し、必要に応じて農地の貸付意向を調査する。

新規・特産作物の導入方針

耕作放棄地となっている、あるいはなり得る可能性が高い田については、従来の食用米のほか、加工用米・飼料米を耕作する担い手を探していく。また、転作して地域特産である「あけぼの大豆」の生産を推奨していくことも視野に入れて、担い手の営農を支援していく。

地域ぐるみの農地保全活動

優良農地の保全のため、中山間地域直接支払制度・多面的機能支払交付金などを活用しながら、水路・農道等の施設や農地周辺の環境整備など地域ぐるみで活動していく。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。